

AP ハウス 3 利用規則

1. 在寮期間について

- ・修士課程生:23か月間
- ・博士課程生:35か月間
- ・交換留学生:大学により定められた派遣期間
- ・学部学生:大学により定められた期間

2. 寮費の支払いについて(交換留学生を除く)

毎月 1 日にゆうちょ銀行の口座より寮費を引き落とします。引き落とし不可の場合、16 日に再度引き落とします。

住居費	21,000
共益費	3,000
水光熱費(Wifi 含む)	7,000
寝具レンタル料	2,000
月額合計	33,000

3. 立入点検について

居室の設備等の点検や修理などの管理運営上や安否確認など警備上の必要がある場合は居室に立入を行うことがあります。

4. 退寮について

退寮を希望する日の 1 ヶ月前までに退寮申請を完了させてください。退寮申請は、スチューデント・オフィスのホームページより WEB 申請してください(交換留学生を除く)。退寮時には、居室の最終点検を受け、鍵を返却する必要があります。また、寮費の支払いを 2 ヶ月以上怠ったとき、「下記 5. 禁止事項」に違反したとき、本学学生としての身分を失った(休学や留学、退学や除籍)ときは退寮することになります。

5. 禁止事項について

下記の禁止事項に該当する行為を犯した場合、退寮処分となります。行為の内容や他者への影響によっては、即座の退寮処分、さらに懲戒処分を検討することもあります。また、みんなさんの意向に問わらず、保護者や身元引受人に連絡することがあります。

- (1) 居室を居住以外の目的で使用すること
- (2) 相互の居室を交換し、居住すること
- (3) 自室に他寮生を含める他者を宿泊させること
- (4) 自室に寮外生を滞在させること
- (5) 居室鍵の複製・他者との貸し借り、スマートロック(電子錠等)の取り付け
- (6) 居室の改造、造作等の現状を変更すること
- (7) 科目登録を行わない、あるいは授業に参加せず、居室内に閉じこもること
- (8) 自室での喫煙行為(電子たばこ含む)
- (9) 自室以外での飲酒行為
- (10) 時間帯に問わらず、騒音を生じ、その他、他寮生の安全かつ安心な寮生活に支障を及ぼす行為など他者の迷惑・危険を感じさせる行為
- (11) 自分や他者の生命や心身の危険となる行為、暴力行為
- (12) 大麻その他の違法薬物、銃砲刀剣類、ならびに法令や公序良俗に反する物品の所持・使用。
また、モデルガン・エアガン・模造刀等、他者に危険や不安を与える可能性のある物品の所持・持ち歩くことも含む。
- (13) 大学オフィスからの来室およびだしに応じない場合
- (14) AP ハウス敷地内で、ペット(魚類を含む)を飼うこと
- (15) その他、共同生活上で不適当だと認定される行為、学生の本分に反すると認定される行為など学生部長が禁止事項に該当すると判断する行為